4-3 多様な担い手の育成・確保

4-3-1 意欲ある新規就農者の育成・確保

【ポイント】

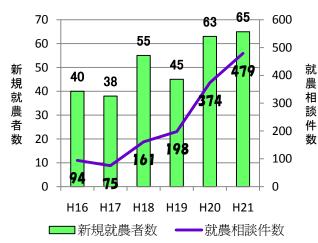
農業従事者の高齢化が進むなか、地域が一体となって取り組む就農支援活動や相談体制を整備し、新規 就農者の育成・確保を図る。

現状と課題

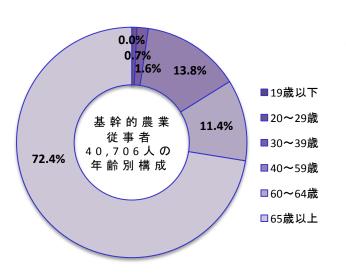
- ○県内における65歳以上の基幹的農業従事者は全体の7割を超えており(2005農林業センサス)、県農業の維持・発展のためには、早急に新規就農者の育成・確保を進める必要があります。
- ○就農相談会などでの相談件数は、平成21年度に479件となり、年々増加しています。また、平成19年6月に稼働した「ぎふ就農ナビ」へのアクセス件数も増加するなど、就農希望者は確実に増加していますが、空き農地や中古機械の情報量が十分ではありません。
- ○新規就農者は年々増加傾向にあり、平成21年度には65名の方が就農しています。農業大学校や国際園芸アカデミーなどの新卒者の他、30代、40代で転職して就農する場合もあり、県はこれまでにも「農業で夢再発見研修」等受講生のニーズに対応した基礎から実践までの就農支援研修制度を充実させ、技術面での円滑な就農を支援してきました。

新規就農者数と就農相談件数の推移

(農政部調査)



- ○県が開催する各種就農支援研修や、全国農業協同組合連合会岐阜県本部が運営するイチゴの新規 就農者研修施設等での実践研修の受講により、就農希望者の知識や技術力の向上を図っています が、研修中の受講生の収入確保や産地での受入体制・支援体制が不十分です。
- ○農業大学校は、県の担い手育成の拠点施設としてこれまで多くの優秀な農業者を輩出していますが、近年、農業基盤のない非農家出身者が増加傾向にあるなど、優秀な人材の養成と卒業後の円滑な就農が課題となっています。
- 〇農業法人の雇用確保の支援を受け、平成20年度から平成21年度にかけて53農業法人が82名を雇用するなど、農業に就業しながら技術を習得する人が増加してきました。



ぎふ就農ナビホームページ

トップ > 産業・雇用 > 農業 > 新規就農者育成(ぎふ就農ナビ)



お知らせ

[H22.10.7] いちご新規就農者研修(平成23年度生)追加募集

就農支援情報

就農までのステップ …… 就農までの流れを順に紹介しています。

就農支援研修 ・・・・ 就農に向けて技術や知識を身に付けることができる各種研修を紹介しています。

<u>市町村・団体等受入支援情報</u> ・・・・・ 地域における就農希望者の受入体制を、市町村ごとに紹介しています。

就学情報(農業大学校・農業系高校等) ・・・・・ 農業を学ぶことができる学校を紹介しています。

就農後の支援情報 ・・・・ 就農後に必要となる相談窓口等を紹介しています。 認定就農者制度 ・・・・ 新規就農者への乗点的支援制度の紹介です。

<u>新規就農者事例紹介</u>・・・・・新しく農業を始めた方からのアドバイスや経緯などを掲載しています。

農業経営モデル一覧・・・・・ 岐阜県における農業経営のモデル指標を掲載しています。

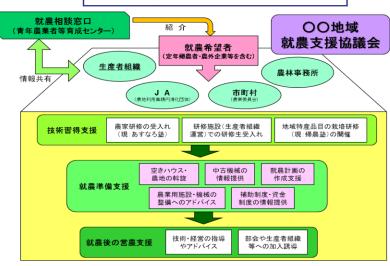
(1) 新規就農相談体制の強化

- ○就農相談員の充実など青年農業者等育成センターにおける相談体制の強化を図ります。
- ○インターネットでの情報発信を充実させるため、空き農地や使用していない農業用機械、さらには空き家等の情報を掲載するなど「ぎふ就農ナビ」の充実を図ります。
- ○就農相談等において岐阜県農業会議等関係団体との連携のもと、農業法人への就業斡旋をし、農業法人の雇用確保を支援します。

(2) 相談から就農までの一貫した支援体制の確立

- ○各地域ごとにJA、市町村、生産者組織等が連携した「地域就農支援協議会(仮称)」を設立し、相談から就農までの一連の過程で情報共有化と各種支援が受けられる新規就農支援システムを整備します。
- ○女性の新規就農者は、女性農業経営アドバイザーを活用した相談体制づくりやネットワークづくりも進め、就農や農村生活に対する不安の解消を図ります。
- ○就農時における技術や経営ノウハウ習得のため、全国農業協同組合連合会岐阜県本部や各農協が行う地域密着型の新規就農研修を支援し、各品目の産地と連携した就農支援体制を充実させていきます。

地域就農支援協議会の役割



(3) 農業教育での就農等支援

- ○農業大学校や国際園芸アカデミーでは、卒業生が円滑に就農できるよう実践的な教育カリキュラムを実施し、営農意欲の高い青年農業者の育成を図ります。
- ○農業高校等との意見交換会を開催するなど教育関係機関との連携を強化し、農業高校生等の農業に対する職業観を醸成するとともに、就農意欲の高い生徒の農業大学校等への入学を誘導します。

目標指標

| 指標 | 現状(H21) | 目標(H27) |
|----------------|--------------------------|---------|
| ◎ 新規就農者の確保 | 平成23年度から平成27度までの5年間で400人 | |
| ◎ 地域就農支援協議会の設立 | 平成27年度までに県下42市町村をカバー | |

地域の特徴的な取組

- 全農岐阜の実施するいちご研修事業に加え、JA、市町や関係機関と連携して、就農準備から 就農後までの一貫した就農支援体制を新たに構築し、新規就農者確保を図ります。(岐阜地域)
- ●農業大学校、国際園芸アカデミー、JA及び市町村等と連携して人材確保を図るとともに、就農支援研修及び就農希望者の受入れ体制の整備を支援し新規就農を進めます。(可茂地域)
- ●栗及びトマト、ナスにおいて「新規栽培チャレンジ塾」を開講し、新たな栗、トマト、ナスの生産者を積極的 に確保し、面積拡大と生産量の増加を図ります。(恵那地域)
- ●飛騨トマトを推奨品目に定め、新規就農希望者や農業参入希望企業等に対する相談から技術・経営指導を、市村、農協、生産者等と連携して推進するとともに、積極的な情報提供と地域への受入れ体制を整備し、トマトの新規栽培者を確保します。(飛騨地域)

4-3-2 認定農業者・農業法人等の育成・確保

【ポイント】

農業者の経営規模の拡大や集落営農の法人化、さらには農業法人の雇用対策を進め、意欲ある担い手の効率的かつ安定的な農業経営の実現を図る。

現状と課題

○本県の農家一戸当たりの作付面積は、全国平均の76aに対して46aと零細であり、規模の小さい農家が生産の大部分を担う農業構造であることから、担い手へ農地集積を進め生産効率の向上を図る必要が2500あります。

〇自らの創意工夫により経営発展を目指す認定農業者は、平成21年度末で2,203経営体となり、県下各地において地域農業のリーダーとして活躍をしています。平成19年度は、新たに取り組みが始まった水田経営所得安定対策において認定農業者であることが加入要件であったことから、土地利用型の認定農業者が急増しました。

しかし、65歳以上の認定農業者の占める割合が 2割と、5年前と比較し2倍に増え、認定農業者 も高齢化が進んでいます。

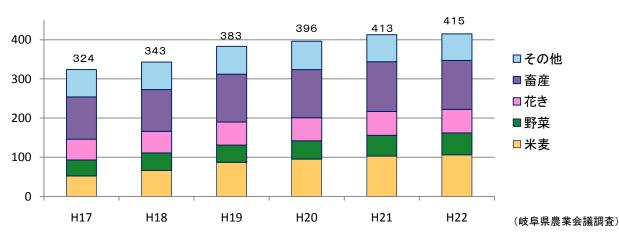


○平成22年度から国の支援策が認定農業者に限定したものでなくなったことや、高齢を理由に更新を 行わない認定農業者が増え、今後認定農業者は減少に転じることが予測されますが、認定農業者を始 めとする担い手が効率的かつ安定的な農業経営が行えるよう支援する必要があります。

○農業法人は、水田経営所得安定対策に加入した集落営農組織の法人化が進んだことや、セミナーや相談会など開催し法人化のメリットを啓発したことにより、平成22年4月現在で415法人まで増加し、その7割は株式会社などの会社法人となっています。

○水田経営所得安定対策により集落営農組織の法人化を進めたところについては、経営の安定化を図るため、新たな品目の導入など、適切なフォローアップが必要です。

農業法人数の推移 (4月1日現在)



(1) 担い手の経営基盤強化

- ○農地利用集積円滑化団体が行う農地利用調整活動などにより 集落営農の組織化を加速させるとともに、認定農業者や集落営 農組織等の担い手に対し、優良農地の面的集積を促進します。
- ○認定農業者や農業法人の規模拡大などに必要な農業用機械・ 施設等の整備を支援し、経営基盤の強化を図ります。
- ○担い手の後継者への円滑な経営継承を推進するため、50~60歳代の経営者及び後継者への経営継承計画の説明や作成指導等を行います。



新規品目のブロッコリーの栽培を始めた 集落営農組織



認定農業者等を対象にした農業簿記講座

○認定農業者や農業法人等の経営の発展や安定化を図るため、 戸別所得補償制度や農業金融制度を活用し、経営体の規模や意 向に応じ新規品目の導入や6次産業化による経営の多角化を支 援します。

(2) 集落営農組織の法人化の促進

○意欲ある集落営農組織や認定農業者等については、専門家による農業簿記講座による経営分析力の向上や法人化講座による 法人化を進めます。

(3) 農業法人等での雇用確保

○岐阜県農業会議との連携のもと、就業希望者の情報提供、斡旋等の支援を行います。また国の雇用事業を活用して、就業者の技術習得を進めます。

目標指標

| 指標 | 現状(H21) | 目標(H27) |
|-----------------------------------|---------|---------|
| ◎ 農業生産をする企業経営体数 | 417法人 | 580法人 |
| ◎担い手が担う水田の面積割合 | 38% | 50% |
| ◎ 新規品目(米・麦・大豆以外)導入を図った集落営農組 織数 | 27組織 | 72組織 |

地域の特徴的な取組

- ●集落営農組織の法人化を促進し、農地利用集積を支援するとともに、耕畜連携を進め、飼料用米栽培等の飼料生産コントラクターの育成を推進します。(西濃地域)
- ●関係機関との連携により就農希望者の就農を支援する一方で、茶と柿産地では農業従事者の高齢化に対応した作業受託組織の育成を支援する。また、水田農業経営体の経営安定に向け、集落営農組織を中心とした法人化を推進します。(揖斐地域)
- ●知名度の高い「郡上」「奥美濃」「ひるがの」の名称を冠した農産物・加工品の特産群を構築し、地域全体を巻き込んだ農商工連携、6次産業化を進め、経営感覚の優れた担い手を育成します。(郡上地域)

4-3-3 中山間地域農業を支える共同組織の育成

【ポイント】

中山間地域の農業を支える担い手の育成・確保が重要な課題となっており、特に小規模・高齢化集落の農地を守っていくため、集落営農を組織するなど担い手の育成を図る。

現状と課題

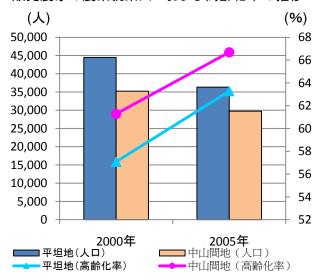
〇中山間地域は、平坦地に比べ傾斜地が多く区画も小さいなど営農条件が悪いため、生産コストが高くなっています。集落営農組織数は、平坦地の188組織に対して、中山間地域は155組織あり、水田面積のうち集落営農組織が営農するシェア率は、平坦地の16.8%に対して7.1%と低くなっています。また、小規模農家が多く、住民の高齢化等により農作業機械を操作するオペレーターの確保も難しいのが現状です。

○そうした担い手不在の地域では、集落内農地の集積を進め、集落営農組織を育成し、作業の効率化やコスト低減のための農業機械の導入を推進する必要があります。

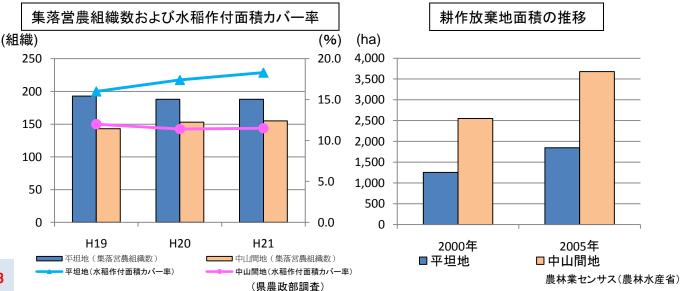
○また、農道や農業用水路の維持管理等の農業面から防災や祭など生活面まで、農業集落が活動の単位となっていますが、人口の減少により農業集落そのものの消滅といった事態も危惧されています。集落機能を維持し、農業生産や農村文化を次世代に継承するためには、集落外からの担い手組織の誘致や、都市部からの移住・定住者の確保を図る必要があります。

※小規模・高齢化集落: 農家戸数が19戸以下で、販売農家の 高齢化率(65歳以上)が50%以上の集落 ※中山間地域とは、農林統計に用いる農業地域類型区分にて、中 間農業地域および山間農業地域を合わせた地域

販売農家の農業就業人口および高齢化率の推移



農林業センサス(農林水産省)



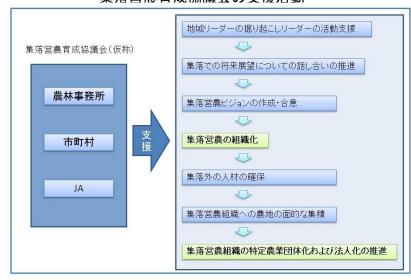
(1) 集落リーダーの掘り起こし

- ○小規模・高齢化集落のうち、集落営農組織等担い手が不在で将来の具体的な営農計画がたっていない地域(126集落)に対し担い手の実態調査を実施し、5地区程度を「重点対象地域」として選定します。
- ○「重点対象地域」に対して、県職員による支援チームを編成し、集落リーダーを発掘するなど集落 営農組織化へ向けた取組を支援するとともに、県、市町村、農協等関係機関で「集落営農育成協議会 (仮称)」を設立し、集落営農の組織化について集落全体で検討を行い合意形成を目指します。

(2) 集落営農の組織化・経営の安定化

- ○集落営農育成協議会を中心として、 農地の利用調整や農地・集落の維持に 必要な機械・施設の整備、地域特産農 産物を活用した所得確保の取り組みを 支援します。
- ○農地利用集積円滑化団体が行う農地利用調整活動などにより、集落営農組織への農地利用集積を促進するとともに、特定農業団体化や特定農業法人化への誘導を合わせて推進します。
- ○担い手の育成のため、農業機械の取 扱および基本栽培技術の習得のための 技術研修を実施します。

集落営農育成協議会の支援活動



(3) 集落外からの担い手確保

- ○近隣の集落営農組織を中心に担い手不在集落の農地集積や複数の集落営農の合併による集落営農の 組織化を支援します。
- ○集落外からの担い手を発掘するため、担い手(オペレーター)の公募や大都市圏での就農フェアを 開催します。また本県への移住希望者が多い愛知・名古屋を重点ターゲットとした、農・林・商工部 門との連携による移住・就農関連相談会の開催により、グリーン・ツーリズムや二地域居住、移住・ 定住といった農村への回帰志向のサポートを行うとともに、地域の受入れ体制を整備します。

目標指標

| 指標 | 現状(H21) | 目標(H27) |
|---|---------|---------|
| ◎中山間地域における集落営農組織 | 155組織 | 200組織 |
| ◎中山間地域において集落営農組織が担う水稲作付面 積のカバー率 | 11.5% | 15.0% |

4-3-4 企業の農業参入や小規模農家への支援

【ポイント】農業従事者の高齢化に伴い担い手の確保が困難な地域においては、定年帰農者や企業など多様な形の就農者が地域農業の担い手となれるよう支援する。

現状と課題

- ○定年退職や早期退職等により離職した中高年の就農希望者が増えており、県が実施する就農支援研修のうち、座学で農業の基礎を学ぶ「農業やる気発掘夜間ゼミ」等の受講生から、平成21年度は38人が農業を実践するなど、今後も就農希望者の増加が見込まれます。
- ○農協が、産地の特産物を栽培する定年帰農者の確保を目的として実施している「帰農塾」では、3カ年(H19~21)で500名以上の受講者がおり、そのうち97名(H19~21)は就農定着しました。
- 〇近年、余剰労働力の活用や新たなビジネス創出のため、 異業種企業の農業参入が進んでおり、県内でも平成21年度 までに18法人(NPO法人を含む)が参入しています。
- ○平成21年の農地法等の改正に伴い、企業の農業参入の規制が緩和されました。このため、これまで以上に企業やNPO法人を多様な担い手としてとらえ、農業参入のための制度周知や意向確認を進めていく必要があります。
- ○女性農業者は、農業人口の過半を占め、自らの農業経営や農村社会において重要な役割を担っていますが、女性の社会参画は十分に進んでいません。このため、女性の持つ能力が十分に発揮され、役割が適正に評価されるよう環境づくりを行う必要があります。

就農支援研修体系(H22)

農業やる気発掘夜間ゼミ



就農体感ツアー



帰農塾



短期農業体験研修

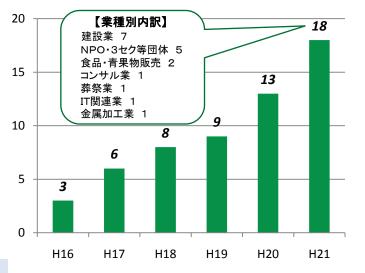


農業で夢再発見研修



〈実践研修〉 あすなろ農業塾 産地での専用施設での研修 いちご新規就農者研修 農の雇用事業

農業以外の分野から農業参入した企業数の推移





JAが開催するナスの「帰農塾」

取り組む施策

(1) 企業の農業参入の促進

- ○県段階で相談窓口を整備し、企業と地域との仲介や参入企業 からの相談を受けるコーディネーターを設置するとともに、建 設業や食品産業を中心に農業参入を希望する企業等に対し、農 地法や各種助成制度等の情報提供を行います。
- ○参入時の課題解決のため、ガイドブックの作成や既参入企業をアドバイザーとして派遣するとともに、必要な農業機械・施設の整備を支援します。
- ○地域就農支援協議会が設立された地域において、耕作放棄地 等へ参入したい企業等の誘致を推進します。



中山間地域において建設業から参入した農業法人

(2) 定年帰農者の育成

○ J Aや産地自らが就農者の育成・確保に取り組む「地域就農支援協議会(仮称)」を設立し、定年後就農を希望する人が営農組合のオペレーターや直売所の出荷組合員になれるよう、協議会が開催する研修を支援します。

(3) 女性の農業経営への参画促進

○女性が主体的に農業経営に参画し、自らの意思で農協の理事会や農業委員会へ積極的に参加するよう働きかけを行うとともに、関係機関と連携して農村における女性の社会参画が推進される環境づくりを進めます。

目標指標

| 指標 | 現状(H21) | 目標(H27) |
|----------------------|--------------------------|---------|
| ◎ 定年帰農者の確保(5年間) | 平成23年度から平成27度までの5年間で300名 | |
| ◎ 農業参入した企業(NPO法人含む)数 | 18法人 | 54法人 |

地域の特徴的な取組

- ●建設業者の大豆、スイートコーン、きのこ栽培への参入事例を参考に、今後も他産業からの農業参入を 円滑かつ着実に推進するため、情報提供、技術支援を実施します。(郡上地域)
- ●定年帰農希望者等を対象に就農に向けた技術支援を行うとともに、農産物直売所への参加を促進します。(東濃地域)
- ●新規就農者、定年帰農者、異業種の農業参入に対して、各種支援制度の紹介など積極的に情報提供 を進めるとともに、地域での受け入れ体制を構築します。(下呂地域)